

○「矢祭町防災の日」制定に関する規則

(令和3年9月14日規則第12号)

(制定の目的)

第1条 この規則は、令和元年10月12日に矢祭町を通過した台風第19号の記録的な大雨の影響により、橋梁の流失など、矢祭町内における甚大な災害経験を基に、今後起こり得る災害等に備えるため、町民の災害等に対する防災意識の向上及び防災力の強化を図ることを目的として「矢祭町防災の日」(以下「防災の日」という。)を制定する。

(防災の日)

第2条 「防災の日」は毎年10月12日とする。

(防災倉庫の整備)

第3条 町内の各地区の防災力強化を図るため、別表の避難所へ防災用倉庫を配備するとともに、災害時における防災用品の整備を実施する。

2 「防災の日」には、各避難所に配備している防災倉庫の備蓄状況を管理者が点検することとする。

第4条 前第3条第1項に規定する「防災倉庫」の管理については、矢祭町避難所用防災倉庫運営要領に基づき管理することとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、「防災倉庫」の管理運営に関して必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

避難所一覧

番号	避難所名	所在地
1	矢祭町保健福祉センター(体育館)	中石井字御殿川原1
2	農村集落多目的共同利用施設	下石井字若宮53-1
3	矢祭体育センター	金沢字蕨平4-7
4	矢祭中学校(体育館)	東館字大寄40
5	矢祭小学校(体育館)	東館字下上野内10
6	宝坂構造改善センター	宝坂字中平8-1
7	ニュータウン中山地区多目的集会施設	小田川字中山27-1
8	矢祭町多目的集会施設(高野谷地)	宝坂字鶴ヶ池14
9	追分多目的集会施設	上関河内字馬渡戸41-7

10	下関河内地区多目的集会施設	下関河内字田中前 64-4
11	高城構造改善センター	関岡字江戸塚 16
12	旧内川小学校 (体育館)	内川字トキノス 25
13	大塚地区多目的集会施設	大塚字上町 12
14	茗荷地区多目的集会施設	茗荷字茗荷 3
15	上関河内健康ふれあい館	上関河内字越蒔 39-1
16	山村開発センター	小田川字春田 16-1